

写

令和5年第6回総会

会議録

期 日 令和5年6月28日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和5年第6回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年6月28日（水）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	31	農地利用計画の一部を通り消す同意について
3	32	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	33	農地法第3条許可申請について
5	34	農地法第5条許可申請について
6	35	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
3月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
農地係長 前原光博
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和5年第6回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。8 番俵積田広昭委員、9 番園田委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第31号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号29号から35号までの合意解約は、利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外6名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外5名で解約面積は畑が17筆92,223㎡合計17筆92,223㎡です。

なお、整理番号29号から33号までは、設定が基盤法から中間事業に替わるものであり、整理番号34号は、利用権の種類の変更によるものです。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号29号から35号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第32号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。2ページをご覧ください。

最初に、名簿登録番号木口屋地区6号、〇〇〇〇さんは経営形態工芸農作物で、茶の栽培、荒茶製造と三年後に、たんかん、大将季など果樹栽培を手掛け、複合経営をおこなうとのことです。茶業を経営する両親から農地を一部譲り受け、継承後の経営面積は797aです。農業労働力は1名です。

続きまして、

名簿登録番号中原地区44号、〇〇〇〇さんは経営形態工芸農作物で、別府地区の大規模茶工場で研修し、生葉生産をおこなうとのことです。

祖父の茶畑を譲り受け、継承後の経営面積は300aです。農業労働力は1名です。

これらの方々は、担い手育成総合支援協議会の青年等就農計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上、説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は7件で所有権の移転に関する申請です。

[整理番号14号]

整理番号14号の申請地は、

桜山町〇〇番，田，421㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，会社員，58歳，大阪市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，兼業農業，70歳，桜山本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の規模拡大ということであります。

整理番号14号の申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は桜山小学校より東側〇〇mに位置します。

[整理番号15号]

整理番号15号の申請地は、

立神本町〇〇番，畑，204㎡

です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、71歳、埼玉県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、兼業農業、58歳、立神本町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号15号の申請地については8ページに掲載してあります。

申請地は田畑公民館より西側〇〇mに位置します。

[整理番号16号]

整理番号16号の申請地は、

大塚西町〇〇番、畑、654㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、86歳、神奈川県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、81歳、大塚中町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

整理番号16号の申請地については10・11ページに掲載してあります。

申請地は国武製材所より西側〇〇mに位置します。

[整理番号17号]

整理番号17号の申請地は、

木場町〇〇番、畑、280㎡

木場町〇〇番、畑、186㎡

木場町〇〇番、畑、552㎡

木場町〇〇番、畑、188㎡

木場町〇〇番、畑、246㎡

木場町〇〇番、畑、314㎡

木場町〇〇番、畑、65㎡

合計1,831㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、82歳、薩摩川内市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、71歳、立神北町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

整理番号17号の申請地については13ページに掲載してあります。

申請地木場町〇〇番・木場町〇〇番・木場町〇〇番は木場公民館より北西側約〇〇m、木場町〇〇番・木場町〇〇番・木場町〇〇番は木場公民館より北西側約〇〇m、木場町〇〇番は木場公民館より西北西側約〇〇mに位置します。

[整理番号18号]

整理番号18号の申請地は、

国見町〇〇番〇、畑、441㎡

国見町〇〇番〇、畑、212㎡

国見町〇〇番〇、畑、192㎡

国見町〇〇番、畑、573㎡

国見町〇〇番、畑、214㎡

国見町〇〇番〇，畑，421 m²

合計 2,053 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，90歳，兵庫県にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，農業，67歳，国見町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号18号の申請地については15・16ページに掲載してあります。

申請地国見町〇〇番〇，国見町〇〇番〇，国見町〇〇番〇はまるふくストアーより南側〇〇m，国見町〇〇番は中原製茶より北東側〇〇m，国見町〇〇番は中原製茶より北西側〇〇m，国見町〇〇番〇は中原製茶より北側〇〇mに位置します。

[整理番号19号]

整理番号19号の申請地は，

板敷西町〇〇番，畑，473 m²

板敷西町〇〇番，畑，299 m²

合計 772 m²です。

譲渡人は，〇〇〇〇さん，会社経営，59歳，大阪府にお住まいです。

譲受人は，〇〇〇〇さん，兼業農業，50歳，板敷本町にお住まいです。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号19号の申請地については19ページに掲載してあります。

申請地，板敷西町〇〇番と板敷西町〇〇番は隣接しており，板敷集落墓地より板敷西町〇〇番を挟んで，北側に位置します。

[整理番号20号]

整理番号20号の申請地は，

板敷西町〇〇番，畑，329 m²

譲渡人は，〇〇〇〇さん，無職，56歳，高見町にお住まいです。

譲受人は，整理番号19号と同一人です。

譲渡事由は，相手方の要望，譲受人の規模拡大ということでもあります。

整理番号20号の申請地については19ページに掲載してあります。

申請地，板敷西町〇〇番は板敷集落墓地より，北側に位置します。

整理番号14～20号においては，いずれも，調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当せず，また，機械，労働力，技術，地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上，説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号14号について，今給黎委員をお願いします。

5番（今給黎委員）整理番号14号について報告いたします。

6月19日に譲受人，〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地は、10年位前まで水稲が作付けされていましたが、現在まで不耕作となっています。

配偶者のいところで大阪市に在住の〇〇〇〇さんから無償で譲渡されるものです。譲受人は桜馬場集落に居住し、家庭用の野菜を栽培しています。

譲渡された農地も野菜などを栽培する予定です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、東側は不耕作の田、西側は宅地、南側は国道225号線で道路、北側は田となっています。

取得後は、家庭菜園として野菜等の栽培を計画していることから、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 整理番号15号及び16号について、園田委員お願いします。

9番（園田委員）整理番号15号について報告いたします。

6月13日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は立神本町に居住の会社員で路地野菜を中心にする兼業農業です。

譲渡人とは従兄弟にあたり二十年近く前から保全管理を続けてきており、譲渡人も移住することもないので、今回、無償で譲り受けることになったようです。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、住宅地で、東側は市道、西側・南側は宅地、北側は譲渡人の所有する宅地で、農機具用の倉庫が建てられています。

現在、保全管理された農地で芝生を敷いてあり、市道側に2坪ほどのコンテナを置いてあり、無断転用にあたるので、自身の宅地に移動するように指導し、速やかに移動することの確認をしました。

本件の権利取得により、これからも保全管理を継続して行く計画で、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

続きまして、整理番号16号について報告いたします。

6月12日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は大塚中町に居住の花き専業農家で、施設で菊を栽培しています。

譲受人は譲渡人の弟にあたります。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、区画整理された農振地域内で、東側、西側・南側共に菊ハウスで北側は道路を隔てて牧草地と路地野菜です。

現在、菊を栽培しており、取得後も引き続き菊を栽培し周年出荷する計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 整理番号17号について、畑野委員お願いします。

10番（畑野委員）整理番号17号について報告いたします。

6月12日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は譲渡人の従姉妹にあたります。

位置関係は事務局のとおりです。

木場町〇〇番は、東側と南側は宅地、西側は水路、北側は今回取得の畑であります。現況として、草払いにより、保全管理された畑であります。

木場町〇〇番は、東側は原野、西側は水路、北側は宅地、南側は宅地と今回取得の畑であります。現況として、草払いにより、保全管理された畑であります。

木場町〇〇番は、東側と南側は道、西側は宅地と譲受人の畑であります。現況として、そら豆栽培の後で整地されていまして。

木場町〇〇番と、木場町〇〇番は東側、南側、北側は道、西側は畑であります。現況として、甘藷の植え付けと草払いにより、保全管理された畑であります。

木場町〇〇番は、東側は宅地と原野、西側は山林、南側は水路、北側は道です。現況として、草払いにより、保全管理された畑であります。

木場町〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番の5筆については、譲受人が数十年前より、草払い等により、保全管理されていたようです。

木場町〇〇番については利用権設定により、耕作されておりました。

木場町〇〇番は、東側は市道、西側と南側は水路、北側は畑であります。現況として、南側の宅地所有の知人が野菜畑として耕作されております。

木場町〇〇番、〇〇番、〇〇番の3筆については、筆界未定のままになっていますが、筆界未定の残地は、譲受人の所有地であるために、筆界は解消します。

取得後は、そら豆、人参、ジャガイモ、カボチャ等の野菜の作付けをする計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

以上報告を終わります。

議長 整理番号18号について、中原委員お願いします。

11番（中原委員）整理番号18号について報告いたします。

譲受人は譲渡人の親戚関係であり、譲渡人から地元在住の農家の譲受人に農地を譲りたい。と申し出があり、それを承諾しましたとのこと

6月15日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

国見町〇〇番は、3月ごろ重機を入れて、遊休農地を解消された畑です。

東側は茶畑、南側は甘藷畑、北側と西側は遊休農地解消畑です。

国見町〇〇番〇は、茶畑で南側と東側は道、北側と西側は畑です。

国見町〇〇番は、家庭菜園畑で東側は甘藷畑、北側と西側は道、南側は畑です。

国見町〇〇番〇は、一部家庭菜園畑で、その他草払いされた農地で、西側、南側、北側は宅地、東側は畑です。

国見町〇〇番〇と国見町〇〇番〇は、保全管理された畑で、東側は宅地と原野、北側は道、南側は原野、西側は畑です。

本件の権利取得により、これからも保全管理を継続して行く計画で、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 以上報告を終わります。

12番 (俵積田正康委員) 整理番号19号及び20号について、俵積田正康委員お願いします。

6月14日に譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は板敷集落に居住する団体職員であり、父・母・妻と休日を利用して、野菜等を栽培しております。

整理番号19号の譲渡人である〇〇〇〇さんは大阪府に居住しています。

整理番号20号の譲渡人である〇〇〇〇さんは高見町に居住しています。

譲渡人である〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの母親同士が姉妹であり、現在、山神真奈美さんが管理されていますが、維持するのが難しくなり、今回に至りました。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の板敷西町〇〇・〇〇・〇〇番の東側は道、西側は甘藷畑・墓地、南側は墓地、北側は甘藷畑です。

取得後は甘藷・じゃが芋・花など菜園畑として行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号14号から20号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権の移転に関する申請が3件です。

[整理番号9号]

整理番号9号の申請地は塩屋南町〇〇番，畑，214㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在は妻の実家に同居しているが、申請地を購入し、自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、22ページに掲載してあります。

火の神保育園から東側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は214㎡で問題のないものと思われます。

建物の高さは一般住宅が4.5mの平屋建て、境界より1.1m控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

[整理番号10号]

整理番号10号の申請地は

妙見町〇〇番〇，畑，117㎡

妙見町〇〇番〇，畑，86㎡

合計203㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，です。

譲渡人は妙見町〇〇番〇が〇〇〇〇さん，妙見町〇〇番2が〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場・物置・家庭菜園・通路です。

申請事由は、「申請地の北側の宅地に一般住宅を建てるが、申請地も一体として利用し、駐車場・物置設置・家庭菜園・通路として利用したい。」とのことです。

申請地は、24ページに掲載してあります。

下窪精米所から南西側〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が0.3haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場・物置・家庭菜園・通路で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は203㎡で問題のないものと思われます。

[整理番号11号]

整理番号11号の申請地は大塚中町〇〇番〇，登記地目宅地，現況地目畑，236.79㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「借家住まいであり、自己の住宅を建設する為」とのことです。

申請地は、26 ページに掲載してあります。

旧 NTT 社宅から東側〇〇mに位置します。

登記地目は宅地となっておりますが、現況地目は畑で、農地でありましたので、5 条申請となります。

申請地は第 1 種農地と判断されますが、申請地より概ね 50mの接続距離で大塚集落に接続されるため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずに、致し方のない申請ではないかと思われま

す。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 236.79 m²で問題のないものと思われま

す。

整理番号 9 号から 1 1 号までは、いずれも、被害防除計画、資金調達計画も適

正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号 9 号及び 1 0 号について、俵積田広昭委員をお願いします。

8 番（俵積田広昭委員）整理番号 9 号について報告をします

6 月 1 6 日、畑野農業委員、桑原推進委員、事務局、新屋敷さんと、譲受人の義母にあたる〇〇さん、立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、事務局説明の通りです。

申請地の東側は市道、西側は畑、南側は不耕作の畑、北側は宅地です。

境界にはブロック積がされており、盛土をする計画です。

隣接地に不耕作の畑がありますが、被害を与えないように、南側にはブロックを 2 段積むとのことで、被害の恐れはないものと思われま

す。

生活排水は、近くの下水道へ流し、雨水については、東側側溝へ排水されます。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

整理番号 1 0 号について報告をします

6 月 1 6 日、畑野農業委員、有村推進委員、事務局、新屋敷さんと、譲受人側はトータルハウジングの〇〇さん立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、事務局説明の通りです。

申請地の東側は市道、西側は不耕作の畑、南側は宅地、北側は申請人が一般住宅を建てる宅地です。

南側境界にはブロック積と石積があり、東側境界にも石積があります。西側の境界にはコンクリートブロックを2段積むため、西側の農地には被害の恐れはないものと思われます。

雨水については、東側側溝へ排水されます。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 つづきまして、整理番号11号について、畑野委員お願いします。

10番（畑野委員）整理番号11号について報告をします

6月16日、俵積田広昭農業委員、桑原推進委員、事務局、新屋敷さんと、譲受人側は行政書士の〇〇さん立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、事務局説明の通りです。

転用目的は、一般住宅です。登記地目は宅地となっていますが、現況地目が畑で、農地である。ということでの5条申請となります。

申請地の北側は宅地、西側は市道、東側は畑、南側は宅地となっておりますが現況は畑でカボチャが植え付けられてありました。

申請地は盛土を行い、東側と南側についてはコンクリートブロック積を行い、土砂の流失がないようにします。

雨水については、西側水路へ放流し、生活排水については、合併浄化槽にて処理します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

奈良県から故郷枕崎に帰ってこられるということでもあります。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員）整理番号10号なんですけど、それは売買されて畑として残すわけですか、それとも地目が変わるんですか。

事務局 現時点では現況地目が畑でありまして、農家台帳にも登録されておりましたので、5条申請となり、宅地を立てた後には現況地目も宅地になるということでもあります。

7番（眞茅委員）わかりました。ですけど、転用目的で家庭菜園とありますということは、農地として作るということですよ。それが宅地になるのであれば、その文言を削除した方がいいんじゃないかと思うんですけど。申請事由も含めてですね。

事務局 今転用目的が駐車場・物置・家庭菜園といういくつかの目的が出ております。

隣接する住宅を建てる際の一体利用でありまして、登記地目としてはですね、宅地になるのかと思いますが、その中一部住宅敷地の中に一部菜園を置きたいということですのでございまして、この件につきましては登記地目は宅地ということになっていくかと思っております。

7番（眞茅委員）わかりました。宅地であればその人が家庭菜園を作ろうがなんだろうが関係ないですね。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号9号から11号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第35号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、27～28ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号77号から96号まで利用権設定を受ける〇〇〇〇さん外19名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外26名で設定面積は、田が1筆414㎡畑が32筆116,560㎡樹園地が12筆23,636㎡合計45筆で140,610㎡です。

なお、整理番号77号から96号については、立神地区が中間管理事業を活用して地域集積に取り組む手続きです。

次に3の所有権移転関係が1件です。29ページをご覧ください。

整理番号2号、譲渡人は白沢西町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人はまかや町にお住まいの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり3万円で移転する土地は1筆で面積は738㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員）整理番号92、93-1、93-2、94号については、貸す人が亡くなってるはずなんですけども、おかしいんじゃないでしょうか。これは多分農政課の仕事だと思うんですけども亡くなってる人を出すというのはできるんですか。

事務局 相続未登記ということでの扱いとなっておりますが、相続予定者をたどりまして、その相続予定者が〇〇〇〇さんの息子さんということで確認を取ってのことであり、手続的には相続予定人の承諾を得れば中間事業は成り立つということ農政課から聞いております。

以上です。

7番（眞茅委員）我々のときは本人同士じゃないと出来ないということで該当しない人がたくさんいたんですけど。

事務局 当時何年か前の手続はちょっと確認できておりませんが、今の段階では相続予定者で決まっております、相続対象からの委任状が出てる場合はそれで手続きが可能だということで進められているようです。

7番（眞茅委員）わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号77号から96-2号までについて並びに所有権移転の整理番号2号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第35号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 4 5 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 俵積田 広昭

会議録署名委員 園田 和寛